北秋田市消防本部訓令第三号

庁中各職員
分署各職員

北秋田市救急活動記録情報提供取扱要綱を次のとおり制定する。

令和八年十月二十日

北秋田市消防本部
消防長　松橋雅

附　則

この訓令は、令和八年十一月一日から施行する。

北秋田市救急活動記録情報提供取扱要綱

（目的）

第１条 この要綱は、北秋田市消防本部が保有する救急活動記録に関する個人情報の提供について、適正な取扱いと必要な事項を定めることにより、関係者の利便に資するとともに、救急業務の適正かつ円滑な行政運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において「救急活動記録」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、救急隊が救急業務を実施した際に作成した救急活動記録票をいう。

（情報提供の対象者）

第３条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「申出人」という。）に対し、救急活動記録の情報提供（閲覧又は写しの交付をいう。以下同じ。）を行うことができる。

(1) 傷病者本人

(2) 傷病者の法定代理人（親権者、成年後見人等）

(3) 傷病者が意識不明その他の事由により自ら申出を行うことができない場合における、その配偶者、子及び父母（傷病者が死亡している場合を除く。）

(4) 傷病者が死亡している場合における、次のア又はイに掲げる者

　ア 配偶者、子及び父母

　イ アに掲げる者がいない場合における、当該死者の２親等の血族

(5) 前各号に掲げる者から委任を受けた任意代理人

(6) その他消防長が特に認める者

（情報提供の範囲）

第４条 情報提供を行う範囲は、原則として申出に係る傷病者本人に関する部分とする。ただし、第三者のプライバシーその他の権利利益を害するおそれのある情報については、これを不提供（マスキング等）とすることができる。

（情報提供の申出）

第５条 救急活動記録の情報提供を受けようとする者は、救急活動記録情報提供申出書を消防長に提出しなければならない。

2 前項の申出をする者は、その身分を証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出しなければならない。

3 代理人による申出の場合は、第１項の申出書に加え、委任状その他代理人資格を証明する書類を提出しなければならない。

4 第3条第3号又は第4号に掲げる者が申出をする場合は、戸籍謄本等、傷病者との親族関係を証明する書類を提出しなければならない。

（審査及び決定）
第6条 消防長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、原則として申出があった日から14日以内に情報提供を行うか否かを決定するものとする。
2 消防長は、情報提供を行うことを決定したときは速やかにこれを実施し、行わないことを決定したときはその理由を付して書面によりその旨を申出人に通知するものとする。

（交付の方法及び費用）
第7条 救急活動記録の写しの交付部数は、原則として1部とする。
2 前項の写しの交付に要する費用は、無料とする。

（適用除外）
第8条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）その他の法令の規定に基づく捜査機関からの救急活動記録に係る照会については、この要綱の規定は適用しない。

（様式）
第9条 この要綱の実施に当たり必要な様式は、次のとおりとする。
(1) 救急活動記録情報提供申出書（別紙様式）
(2) 委任状（参考様式）

（補則）
第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和8年11月1日から施行する。

（別紙様式）

救急活動記録情報提供申出書

年　　月　　日

北秋田市消防長　様

申出人　住　所

氏　名

電話番号

北秋田市救急活動記録情報提供取扱要綱第５条第１項の規定により、次のとおり救急活動記録の情報提供を申し出ます。

記

１　傷病者に関する事項

(1) 氏　　名 ：

(2) 住　　所 ：

(3) 生 年 月 日 ：　　年　　月　　日生

(4) 救急出場日時：　　年　　月　　日　　頃

(5) 救急出場場所：

２　申出人の区分（該当する項目に☑をつけ、必要事項を記入してください）

☐ 傷病者本人

☐ 法定代理人（親権者、成年後見人等）

☐ 傷病者の家族（意識不明等の事由により本人が申出できない場合）

※傷病者との続柄：[　　]

☐ 遺族（傷病者が死亡している場合）

※傷病者との続柄：[　　]

☐ 任意代理人（上記１～４から委任された方）

☐ その他（消防長が特に認める者）

３　求める情報提供の方法（該当するものに☑をつけ、確認を受けてください）

☐ 閲覧　　☐ 写しの交付

４　添付・提示書類（該当するものに☑をつけ、確認を受けてください）

☐ 申出人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示

☐ 代理人資格を証明する書類（委任状等）

☐ 親族関係を証明する書類（戸籍謄本等）※第３条第３号・第４号の場合

☐ その他（　　）

（消防本部処理欄）※記入不要

受付年月日：　　年　　月　　日（受付者：　　）

決定内容：☐ 交付・閲覧を認める　　☐ 交付・閲覧を行わない

決定通知日：　　年　　月　　日

（参考様式）

委　任　状

年　　月　　日

北秋田市消防長　様

委任者（本人）
住　所：
氏　名：　　印
電話番号：

私は、都合により次の者を代理人と定め、北秋田市救急活動記録情報提供取扱要綱に基づく救急活動記録の情報提供の申出及び受領に関する一切の権限を委任します。

記

1　受任者（代理人）

住　所：

氏　名：　　印

連絡先：

（本人との関係：　　）

2　委任事項

対象傷病者：

救急出場日：　　年　　月　　日

救急活動記録の（ □ 閲覧　・　□ 写しの交付 ）に関する申出及びその受領